

エメラルド STACIA VISA カード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）、株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」という）、株式会社ペルソナ（以下「ペルソナ」という）および三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）の四社（以下「四社」という）が提携して発行する「エメラルド STACIA VISA カード」（以下「本カード」という）の四社提携によって生じる事項について特に定めるものです。

第2条（会員と本カードの貸与）

1. 会員とは、四社に対し STACIA カード会員規約、阪急阪神百貨店およびペルソナの個人情報取り扱いに関する特約、三井住友カード会員規約、各会員規約・特約に付随する各種規定・特約（以下総称して「会員規約等」という。）および本特約を承認のうえ入会申し込みをした個人のうち、四社が適格と認めた方をいいます。
2. 本カードの所有権は四社に属し、四社は会員に本カードを貸与します。

第3条（本カードの機能・サービスの利用）

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、四社が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス
 - (2) 阪急阪神百貨店およびペルソナが提供する特典・サービス等の付帯サービス
 - (3) 三井住友が提供するショッピング利用および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。なお、本カードでVポイントは利用できません。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、四社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。
3. 会員は、四社が必要と認めた場合に、通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更または廃止する場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第4条（年会費等）

会員は、四社に対して会員規約等に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第5条（届出事項の変更）

会員が四社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住友に届け出るものとします。

第6条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、四社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、会員は、三井住友所定の再発行手数料を三井住友所定の方法で支払うものとします。

第7条（退会）

1. 会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、三井住友に届け出るものとします。
2. 会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に従い四社すべてから退会となるものとします。

第8条（会員資格の喪失）

1. 四社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員の会員資格を喪失させることができます。会員は、四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに三井住友に返還するものとします。
2. 前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、同時に四社すべての会員資格を喪失するものとします。

第9条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、四社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第10条（会員規約・規定・特約の適用）

四社が各々提供するサービス等については、各々の会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、第2条第1項に定める会員規約等が適用されるものとします。

（2021年4月改定）